

証券コード 2978

2022年10月12日

株 主 各 位

東京都目黒区上目黒一丁目1番地5号
第二育良ビル2階
株式会社ツクルバ
代表取締役CEO 村上 浩輝

第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

当社は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と、ご参加いただくみなさまの安全確保を最優先に考え、本株主総会につきまして、株主のみなさまにご来場いただくことなく、当社役員のみで開催させていただきたく、株主のみなさまのご理解とご協力のほどお願い申し上げます。株主のみなさまには「ZOOM」を利用してオンラインにて株主総会をご視聴いただけることにいたしました。

また、上記の決定に伴い、株主のみなさまからの事前質問を受け付けることとし、株主のみなさまのご関心が高い事項については、本株主総会でご説明させていただきます。

この度のバーチャル株主総会は「参加型」にて実施いたしますので、インターネットの手段を用いてご参加いただく株主様においては、会社法上の出席にあたりません。本株主総会当日は議決権行使や質問等はお受けできませんので、後記の株主総会参考書類をご検討の上、書面又はインターネットによって2022年10月26日（水曜日）午後7時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年10月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都世田谷区奥沢5丁目41番8号 オオギヤハウス2F
カウカモ自由が丘
※会場が昨年と異なっております。
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主のみなさまにおかれましては、本株主総会当日にご来場されないようお願い申し上げます。
3. 目的事項
- 報告事項 第11期（2021年8月1日から2022年7月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|---------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 第三者割当によるA種種類株式の発行の件 |
| 第3号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

4. 議決権行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年10月26日（水曜日）午後7時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、2022年10月26日（水曜日）午後7時までに行使してください。

以 上

◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制」及び「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」については、法令及び当社定款第18条の定めに従い、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://tsukuruba.com>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載していません。

◎事業報告、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://tsukuruba.com>）に掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイト：<https://www.web54.net>

2. 議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記のアドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更する場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

3. 議決権行使のお取り扱いについて

(1) 議決権行使期限は、2022年10月26日（水曜日）午後7時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(2) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権としてお取り扱いいたします。

(3) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。

(4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金（接続料金等）が必要となる場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

(5) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4. パスワード及び議決権行使コードのお取り扱いについて

(1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本株主総会終了後まで暗証番号と同様に大切に保管願います。

なお、パスワード及び議決権行使コードのご照会にはお答えできませんのでご了承ください。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります、パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

5. お問い合わせ先について

(1) インターネットによる議決権行使に関するパソコンなどの操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120(652)031 (受付時間 午前9時～午後9時)

(2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお問い合わせいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引の証券会社宛にお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部

[電話] 0120(782)031 (受付時間 午前9時～午後5時 土日休日を除く)

株主様向けライブ配信・事前質問方法のご案内

本株主総会につきましては、ご出席を見合わせていただいた株主様がご自宅でも株主総会の模様をご視聴いただけるよう、インターネットによるライブ配信（中継）を実施いたします。

株主のみなさまにおかれましては、新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、当日のご来場をお控えいただき、こちらをご利用いただきますようお願い申し上げます。

また、別途事前質問をお受けしていますので、是非ご利用ください。なお、オンライン参加の場合は議決権行使を行うことはできませんので、オンライン参加をご希望の株主様におかれましては、書面又はインターネットによる議決権の事前行使をお願いいたします。

※ライブ配信並びに事前質問をご利用いただく場合は、次頁の注意事項を必ずご一読ください。

1. 配信日時

2022年10月27日（木）午前10時から

2. アクセス方法

接続先：<https://tsukuruba.zoom.us/j/85950566960>

<パスワード>080030



① 上記のURLを入力いただくか、右図の二次元コードを読み込み、ライブ配信ページにアクセスしてください。ライブ配信システムはZOOMを利用いたします。スマートフォンを利用される場合は事前にZOOMのアプリのダウンロードをお願いします。

② 接続されましたら、「名前」、上記「パスワード」を入力しログインしてください。その後、メールアドレス（株主様の任意のメールアドレス）を入力し、「続行」ボタンを押し下げてください。

※ 日本国以外に居住（海外法人を含む）の株主様はご利用できません。

3. 事前質問方法

下記接続先のURLを入力いただくか、右図の二次元コードを読み込み質問受付サイトにアクセスしていただき、報告事項及び決議事項に関する質問内容をご送信ください。

接続先：

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLScpLaWtkJxAWySIeXNWctaiegf_glcEvY701qzKIq767oBYbQ/viewform?vc=0&c=0&w=1&flr=0



【受付期間】2022年10月12日（水）～2022年10月20日（木）午後7時

- ※ 受付期間終了後に送信いただいたご質問にはお答えできかねます。
- ※ 株主総会の進行上の都合やご質問内容により、全てのご質問にお答えできない場合がございます。
- ※ 議決権行使書を投函する前に、「株主番号」及び「保有株式数」を、必ずお手許にお控えください。

注意事項

- ・当日のライブ配信により、株主総会の模様をご視聴できますが、ご質問及び決議にご参加いただくことができません。株主のみなさまにおかれましては、インターネットによる事前質問、議決権の行使につきましては書面又はインターネットによる議決権の事前行使をお願いいたします。議決権行使は、株主総会参考書類をご検討の上、2022年10月26日（水）午後7時までに行使いただきますようお願い申し上げます。
- ・当日は安定した配信に努めてまいります。通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害並びに配信のタイムラグが発生する可能性があります。当社はこれら通信障害によってオンライン参加のご視聴者様が被った不利益に関しては、一切の責任を負いかねますことをご了承ください。
- ・オンライン株主総会当日において、ご視聴者様側の環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましてもサポートできかねます。あらかじめご了承ください。
- ・ご視聴いただく際の接続料金及び通信料等は株主様のご負担となります。映像や音声データの第三者への提供や公開での上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。
- ・本総会当日は議長のみ撮影となっております。ご理解くださいますようお願い申し上げます。

事業報告

(2021年8月1日から
2022年7月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により厳しい状況が続いておりますが、基調としては持ち直しており、企業業績は改善傾向となっております。もっとも、ワクチンの普及等は進んでいるものの、変異株の新型コロナウイルス感染症拡大により感染収束時期は依然として見いだせない状況であり、景気の先行きが不透明な状況が長期化しております。また、米国を始めとする世界的な利上げが金融市場に与える影響により、国内外の景気や経済は先行き不透明な状況が続いております。

不動産市場においては、在宅時間が増えるコロナ禍においては、「すまい意識」の高まりから、首都圏中古マンションの成約件数は高水準で推移していました。しかしながら、当期第1四半期から第3四半期に引き続き、第4四半期においても同成約件数は前年同期比で下回り、前年同期比で6.0%のマイナスとなりました。また、2020年6月以降低下していた首都圏中古マンションの市場在庫件数については、2021年7月以降徐々に改善がみられ、2022年7月には同市場在庫件数は前年同月比で11.4%増となり、需給バランスの改善がみられます。

このような経済環境のもと、当社は、主力事業であるcowcamo（カウカモ）事業のサービス改善及び組織体制の強化による事業規模拡大、システム開発への投資などの施策を中心に取り組んでまいりました。この結果、前年同期比で振るわない中古マンション市場にあつて、当社の当期の売上高は2,766,313千円（前事業年度比70.3%増）と増大しました。他方、各段階損益については、期初から掲げている先行投資を計画通り実行したため、営業損失は773,960千円（前事業年度は営業損失358,720千円）、経常損失は795,020千円（前事業年度は経常損失358,316千円）、当期純損失は822,420千円（前事業年度は当期純損失482,465千円）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

① cowcamo（カウカモ）事業

当セグメントにおきましては、主にリノベーション住宅のオンライン流通プラットフォームcowcamoの運営を通じて、中古・リノベーション住宅の仲介を行っております。当事業に係る外部環境は、新築マンションの価格の高止まりを受けた中古マンションの流通拡大およびリノベーションに対する顧客認知の高まりによ

り、リノベーションマンション流通市場は拡大基調にあります。

このような環境のもと、当社としては、事業のさらなる成長に向け、プロダクトの機能改善やオンラインを中心とした広告活動、物件案内を行う営業人員の拡充・教育、業務システムの開発、物件供給強化のための新サービスの開発などに取り組んでまいりました。

この結果、売上高は2,363,033千円（前事業年度比90.5%増）、セグメント損失は241,924千円（前事業年度はセグメント利益32,572千円）となりました。

② 不動産企画デザイン事業

当セグメントは、主にオフィス設計を中心とした設計・企画・空間プロデュースの受託事業およびコワーキングスペース・ワークプレイスレンタルサービスの企画・運営事業から構成されております。当事業に係る外部環境は、働き方の多様化やそれに基づく都心部におけるオフィス移転、分散、縮小の動きがみられ、当セグメントにおいては需要の拡大がみられました。

これらの結果、売上高は403,280千円（前事業年度比5.1%増）、セグメント利益は54,451千円（前事業年度比164.8%増）となりました。

事業の部門別売上高

区 分	前 期		当 期		前期比増減(△)	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減(△)率
cowcamo (カウカモ) 事業	1,240,667千円	76.4%	2,363,033千円	85.4%	1,122,366千円	90.5%
不動産企画デザイン事業	383,753千円	23.6%	403,280千円	14.6%	19,527千円	5.1%
合 計	1,624,420千円	100.0%	2,766,313千円	100.0%	1,141,893千円	70.3%

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は83,565千円であります。

cowcamo (カウカモ) 事業においては、主にカウカモ自由が丘開設に伴う設備投資12,538千円を実施いたしました。

不動産企画デザイン事業においては、設備投資を実施いたしませんでした。

また、その他全社共通として、主に情報システム関連機器及び恵比寿オフィス開設に伴う設備投資71,027千円を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

1 資金調達

2021年8月に第三者割当増資による1,000,000千円の資金調達を行いました。また、2021年9月に無担保普通社債を発行し、これにより110,000千円調達いたしました。

- 2 他の子会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社の対処すべき課題としましては、既存事業の拡大、収益性の向上及び中長期的な成長に資する体制整備が重要であると認識しており、特に下記を重要課題として取り組んでおります。

1 サービスの知名度向上

当社は、テレビや新聞、雑誌、ラジオ等のマスメディア向けの広告は実施しておらず、これまで培ってきたWebマーケティングのノウハウを活用することにより、ユーザー、会員を獲得してまいりました。

一方で、当面の対象市場としている首都圏の実需の中古マンション流通市場の規模は6.2兆円(注)と広大であり、特にリノベーションマンション市場は今後も拡大していくものと予測されます。このため、今後のユーザー、会員獲得においては、マスマーケットにおける認知の獲得が重要であると認識しており、今後はこれまで構築してきたWebマーケティングと並行し、費用対効果を慎重に検討した上で、テレビや新聞、雑誌、ラジオ等のマスメディアを活用した広告宣伝活動を検討してまいります。

(注) 公益財団法人東日本不動産流通機構「年報マーケットウォッチ2021年度」、公益財団法人不動産流通推進センター「2022不動産業統計集(3月期改訂)3不動産流通」、リフォーム産業新聞社「中古住宅リノベ市場データブック2022-2023」から当社推計

2 エージェントサービスのオペレーションの高度化・効率化

当社は、これまでに開発してきた業務管理システム、蓄積してきたノウハウにより、エージェントサービスの生産性向上とサービス品質の両立を図っております。

しかしながら、今後の事業成長のためにはさらなるユーザー数の増加が必要であり、恒常的な収益性の向上を実現するためには、引き続きオペレーションの高度化・効率化が重要であると考えております。そのため、蓄積された顧客

データ・業務データのさらなる活用、業務の自動化等の施策を実施してまいります。

3 事業開発の強化

当社は、cowcamo(カウカモ)事業、不動産企画デザイン事業のいずれにおいても、早期の事業拡大のために適切な外部の事業者との連携が重要であると考えております。そのため、取引先事業者との関係を強化し、事業開発の推進を図ってまいります。

4 技術開発体制の強化

cowcamo(カウカモ)事業においては、技術革新のスピードは非常に早く、類似のサービスや競合の参入が予測されるため、新規サービスの展開スピードを速めるべく、エンジニアの採用・チーム体制の整備を通じて開発体制を強化してまいります。

5 組織体制の強化

当社は、事業規模の拡大及び成長のためには、専門性を有する人材の採用、社員の育成及び社員への企業理念、経営方針の伝達が重要な課題と考えております。当社は社内研修の強化、福利厚生の実施を充実させていくとともに、志望者を惹きつけるような事業を展開していくことで、優秀な人材の採用強化に取り組んでまいります。また、社員に対して経営ビジョン・ミッションを踏まえた当社の経験とノウハウに基づく研修を計画的に実施していくことで、社員の育成及び企業理念・経営方針の伝達を行ってまいります。

6 情報管理体制の強化

当社は、社内の情報管理体制を整備し、情報管理の徹底を図っておりますが、個人情報等の機密情報につきましては、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、情報セキュリティマネジメントシステムの整備等により、今後も引き続き、情報管理体制の強化を図ってまいります。

7 内部統制の強化

当社事業が継続的に成長し、顧客に安定したサービスを提供し続けていくためには、継続的な内部統制の整備、強化に取り組んでいくことが重要であると考えております。当社は、組織が健全かつ効果的に運営されるように、内部統制の実効性を高めるための環境を整備し、コーポレート・ガバナンスを充実していくことにより、内部統制の整備、強化を行っていく方針であります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 8 期 (2019年 7 月期)	第 9 期 (2020年 7 月期)	第 10 期 (2021年 7 月期)	第 11 期 (当事業年度) (2022年 7 月期)
売 上 高 (千円)	1, 515, 187	1, 718, 876	1, 624, 420	2, 766, 313
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	7, 451	△159, 244	△358, 316	△795, 020
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	10, 735	△431, 740	△482, 465	△822, 420
1 株 当 た り 当期純利益又は当期純損失 (△) (円)	1円34銭	△46円81銭	△50円10銭	△74円37銭
総 資 産 (千円)	1, 869, 062	2, 162, 370	3, 037, 880	2, 878, 842
純 資 産 (千円)	1, 475, 192	1, 074, 807	879, 793	909, 607
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	163円84銭	113円43銭	64円91銭	73円67銭

- (注) 1. 当社は、2019年5月8日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。第8期の期首に、当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は当期純損失を算定しております。
2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式数により算出しております。なお、発行済株式数は、自己株式を控除した株式数によっております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

1 親会社との関係

該当事項はありません。

2 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社マチニワ	2, 000千円	100%	不動産に関するプロパティマネジメント

(7) 主要な事業内容

事業	事業内容
cowcamo (カウカモ) 事業	主に中古・リノベーション住宅のマーケットプレイス型流通プラットフォーム「cowcamo (カウカモ)」の運営を通じた、中古・リノベーション住宅の仲介、売買、リノベーションコンサルティング
不動産企画デザイン事業	主にコワーキングスペース「co-ba (コーバ)」・ワークプレイスレンタルサービス「HEYSHA (ヘイシャ)」の企画・運営事業及びオフィス設計を中心とした設計・空間プロデュースの受託事業

(8) 主要な営業所

名称	所在地
本社	東京都目黒区
co-ba ebisu	東京都渋谷区
恵比寿オフィス	東京都渋谷区

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
193名	29名増	32歳8ヶ月	2年6ヶ月

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(65名)は含んでおりません。

(10) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	181,008 千円
株式会社商工組合中央金庫	150,000
株式会社きらぼし銀行	111,092
株式会社横浜銀行	51,987
株式会社日本政策金融公庫	40,000
株式会社千葉銀行	12,497
三井住友信託銀行株式会社	12,470
株式会社武蔵野銀行	11,108

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

35,186,800株

(2) 発行済株式の総数

11,451,600株（自己株式335,671株を含む）

(3) 株主数

2,441名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数(株)	持株比率(%)
村上浩輝	2,030,800	18.26
中村真広	1,193,000	10.73
株式会社エイチ	1,142,500	10.27
株式会社ワングローブキャピタル	1,000,000	8.99
合同会社エム	950,000	8.54
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	867,100	7.80
イーストベンチャーズ投資事業有限責任組合	350,000	3.14
佐護勝紀	250,000	2.24
竹内真	185,900	1.67
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	177,500	1.59

(注) 1. 上記のほか、普通株式の自己株式335,671株があります。

2. 持株比率は当社所有自己株式（335,671株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
村上 浩輝	代表取締役CEO	株式会社マチニワ代表取締役
北原 寛司	取締役COO	—
中村 真広	取締役	株式会社KOU代表取締役 一般社団法人Whole Earth Life代表理事
竹内 真	取締役	ビジョナル株式会社取締役CTO
鈴木 秀和	取締役	株式会社アトラエ取締役CFO 株式会社アルティール取締役CFO
福島 良典	取締役	株式会社LayerX代表取締役CEO
服部 景子	常勤監査役	株式会社サンワカンパニー監査役
高野 慎一	監査役	株式会社aima取締役 株式会社アサンテ監査役
波田野 馨子	監査役	日本弁護士連合会嘱託弁護士 株式会社トラストリッジ監査役 波田野総合法律事務所所長 神奈川県弁護士会副会長

- (注) 1. 取締役竹内真氏、鈴木秀和氏及び福島良典氏は、社外取締役であります。
2. 監査役服部景子氏及び波田野馨子氏は、社外監査役であります。
3. 当社は取締役竹内真氏、鈴木秀和氏、福島良典氏、監査役服部景子氏及び波田野馨子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役服部景子氏は、公認会計士及び米国公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役波田野馨子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
6. 竹内真氏は、2021年10月28日に取締役に就任しております。
7. 2021年10月28日開催の第10期定時株主総会終結の時をもって、佐藤裕介氏は監査役を辞任いたしました。
8. 高野慎一氏は、2021年10月28日に監査役に就任しております。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

1 取締役及び監査役の報酬の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	52,374 (9,825)	52,374 (9,825)	- (-)	- (-)	8 (4)
監査役 (うち社外監査役)	10,275 (8,475)	10,275 (8,475)	- (-)	- (-)	4 (3)

- (注) 1. 上表には、2021年10月28日開催の第10期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名(うち社外監査役1名)を含んでおります。
2. 取締役の金銭報酬の額は、2017年10月23日開催の定時株主総会において、年額200,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名(うち、社外取締役は3名)です。
3. 監査役の金銭報酬の額は、2017年10月23日開催の定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点での監査役の員数は、3名(うち、社外監査役は2名)です。
4. 取締役会は、代表取締役CEO村上浩輝に対して各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。代表取締役に委任した理由は、当社を取り巻く環境、当社全体の経営状況等を最も熟知しており総合的に取締役の報酬額を決定できると判断したためです。なお、各取締役の個別報酬額の決定に際しては、代表取締役社長CEOは社外取締役への意見聴取を実施することとし、当該手続きを通じて決定プロセスの適正化を図っております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役竹内真氏、鈴木秀和氏、福島良典氏、社外監査役服部景子氏、波田野馨子氏、非常勤監査役高野慎一氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、補填することとしております。ただし、法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(5) 社外役員に関する事項

1 重要な兼職先と当社との関係

取締役竹内真氏は、ビジョナル株式会社の取締役CTOであります。当社と兼職先との間に重要な取引その他の特別の関係はありません。

取締役鈴木秀和氏は、株式会社アトラエの取締役CFO及び株式会社アルティエーリの取締役CFOであります。当社と兼職先との間に重要な取引その他の特別の関係はありません。

取締役福島良典氏は、株式会社LayerXの代表取締役CEOであります。当社と兼職先との間に重要な取引その他の特別の関係はありません。

監査役服部景子氏は、株式会社サンワカンパニーの監査役であります。当社と兼職先との間に重要な取引その他の特別の関係はありません。

監査役波田野馨子氏は、日本弁護士連合会の嘱託弁護士であり、株式会社トラストリッジの監査役、波田野総合法律事務所の所長、神奈川県弁護士会副会長でもあります。当社とこれらの兼職先との間に重要な取引その他の特別の関係はありません。

2 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	竹内 真	2021年10月28日就任以降、当事業年度開催の取締役会11回の全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を行っております。 また、テクノロジーに深い見識を持ち、かつ、成長著しいテクノロジー企業においてテクノロジー組織の立ち上げやテクノロジー企業経験者としての経験に基づく深く幅広い見識を持ち、かつ、上場企業経営者として豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営に關して的確な助言及び業務執行の監督を行っております。
取締役	鈴木 秀和	当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を行っております。 また、長年にわたり大手金融機関において業務に従事し、金融、投資、財務戦略全般について豊富な知見と経験を有しており、また、上場企業経営者としての経験に基づくコーポレートファイナンス及びIRの高い見識を有していることから、当社の経営に關する的確な助言及び業務執行の監督を行っております。
取締役	福島 良典	当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を行っております。 また、エンジニアとしてコンピュータサイエンスや機械学習への深い見識を持ち、かつ、上場企業経営者として豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営に關して的確な助言及び業務執行の監督を行っております。
監査役	服部 景子	当事業年度開催の取締役会17回及び監査役会13回の全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を行っております。
監査役	波田野 馨子	当事業年度開催の取締役会17回及び監査役会13回の全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

和泉監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました有限責任 あずさ監査法人は、2021年10月28日付で退任し、同日付で和泉監査法人を選任いたしました。

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,500千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意することが相当であるとの判断をいたしました。
3. 上記報酬等の額以外に前任会計監査人である有限責任 あずさ監査法人に対して引継ぎ業務等に係る報酬3,000千円を支払っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、和泉監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実を図ることが優先課題であると考えており、創業以来配当を行っておりません。現在は成長過程にあると考えていることから、経営基盤の安定化を図るために内部留保を充実させ、事業拡大、事業効率化のために投資を行い、企業価値向上を図ることが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

そのため、上記の方針に従い、当事業年度においても剰余金の配当の方針はございません。内部留保資金につきましては、事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,561,388	流動負債	538,275
現金及び預金	1,653,629	1年内償還予定の社債	102,000
売掛金及び契約資産	44,484	1年内返済予定の長期借入金	130,638
販売用不動産	810,602	未払金	137,626
前渡金	19,201	未払費用	77,963
前払費用	29,973	未払法人税等	2,495
その他	3,496	未払消費税等	18,107
		契約負債	8,471
		預り金	53,675
固定資産	317,453	前受収益	7,296
有形固定資産	198,637	固定負債	1,430,959
建物	142,992	社債	271,250
構築物	1,418	長期借入金	439,524
工具器具備品	34,298	転換社債型新株予約権付社債	700,000
土地	19,927	その他	20,185
		負債合計	1,969,234
投資その他の資産	118,815	(純資産の部)	
投資有価証券	22,864	株主資本	821,804
関係会社株式	2,000	資本金	14,314
敷金及び保証金	89,211	資本剰余金	1,692,397
長期前払費用	4,719	資本準備金	14,314
その他	20	その他資本剰余金	1,678,082
		利益剰余金	△822,420
		その他利益剰余金	△822,420
		繰越利益剰余金	△822,420
		自己株式	△62,486
		評価・換算差額等	△2,890
		その他有価証券評価差額金	△2,890
		新株予約権	90,692
		純資産合計	909,607
資産合計	2,878,842	負債・純資産合計	2,878,842

損 益 計 算 書

(2021年8月1日から
2022年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,766,313
売 上 原 価		921,948
売 上 総 利 益		1,844,365
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,618,325
営 業 損 失 (△)		△773,960
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	25	
受 取 配 当 金	0	
受 取 保 険 金	1,182	
受 取 手 数 料	437	
そ の 他	618	2,264
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,115	
社 債 利 息	4,699	
社 債 発 行 費	2,100	
株 式 交 付 費	8,025	
支 払 手 数 料	2,011	
そ の 他	1,372	23,325
経 常 損 失 (△)		△795,020
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	225	
固 定 資 産 売 却 益	1,014	1,240
特 別 損 失		
減 損 損 失	26,141	26,141
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△819,921
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		2,499
当 期 純 損 失 (△)		△822,420

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年9月20日

株式会社ツクルバ
取締役会 御中

和泉監査法人

東京都新宿区

代表社員	公認会計士	加藤 雅之
業務執行社員		
代表社員	公認会計士	松藤 悠
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ツクルバの2021年8月1日から2022年7月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2022年9月12日開催の取締役会において、第三者割当による種類株式の発行について、2022年10月27日開催予定の定時株主総会に付議することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年8月1日から2022年7月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人と泉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年9月20日

株式会社ツクルバ 監査役会

常勤監査役（社外監査役）

服 部 景 子

㊤

監 査 役

高 野 慎 一

㊤

社外監査役

波 田 野 馨 子

㊤

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 変更案第2章、第2章の2、及び第18条の2は、A種種類株式の発行を可能とするために、A種種類株式に関する定款規定を新設するものであります。

なお、A種種類株式の発行にかかる定款変更は、第2号議案「第三者割当によるA種種類株式の発行の件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

(2) 2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)及び「産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関する省令」(令和3年法務省・経済産業省令第1号。以下、「省令」という。)が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会(物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会、いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」)の開催が可能となりました。当社は、感染症拡大又は自然災害の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主のみなさまの利益にも照らして適切でないことと取締役会が決定したときに場所の定めのない株主総会を開催できるよう、現行定款第12条の変更を行うものであります。

なお、本変更の効力発生は、本株主総会での決議に加え、株主の利益の確保に配慮しつつ、産業競争力を強化することに資する場合として、省令で定める要件に該当することについて、省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日をもって効力が生じるものといたします。

(3) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度が2022年9月1日に施行されたことに伴い、以下のとおり所要の変更を行うものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第18条(電子提供措置等) 第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第18条(電子提供措置等) 第2項を新設するものであります。
- ③ 現行定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記変更に伴う経過措置等に関する附則を設けるものであります。なお、本附則

は期日経過後に削除するものいたします。

(4)変更案第22条、第23条は、当社の事業遂行上の実態に合わせて、取締役における役付取締役を廃止するものであります。

(5)変更案第31条、第32条は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案				
<p>第1条～第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式 (発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、 35,186,800株とする。 (新設)</p> <p>第7条 (条文省略)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>第9条～第11条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条～第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式 (発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p><u>2 当社の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</u></p> <table border="0"> <tr> <td>普通株式</td> <td>35,186,100株</td> </tr> <tr> <td>A種種類株式</td> <td>700株</td> </tr> </table> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の普通株式の単元株式数は、100株とし、<u>A種種類株式の単元株式数は1株とする。</u></p> <p>第9条～第11条 (現行どおり)</p> <p>第2章の2 <u>A種種類株式</u></p> <p>(<u>剰余金の配当</u>)</p> <p><u>第11条の2 (A種優先配当金) 当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日 (以下「配当基準日」という。) の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主 (以下「A種種類株主」という。) 又はA種種類株式の登録株式質権者 (A種種類株主と併せて、以下「A種種類株主等」という。) に対し、第11条の10第1項に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、第2項に定める額の金銭による剰余金の配当 (かかる配当によりA種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。) を行う。なお、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u></p>	普通株式	35,186,100株	A種種類株式	700株
普通株式	35,186,100株				
A種種類株式	700株				

現行定款	変更案
(新設)	<p>2 (A種優先配当金の金額)</p> <p>(a) A種優先配当金の額は、1,000,000円(以下「払込金額相当額」という。)に、年率1.0%を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日(但し、当該配当基準日が2023年7月末日に終了する事業年度に属する場合は、A種種類株式について最初の払込みがなされた日)(同日を含む。)から当該配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)として日割計算を行うものとする(除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対して剰余金の配当(第4項に定めるA種累積未払配当金相当額の配当を除く。また、本項(b)に従ってA種優先配当金の額を計算した場合においても、本(a)に従い計算されるA種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。)が行われたときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。</p> <p>(b) 本項(a)にかかわらず、当該配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該剰余金の配当が行われる時点までの間に当会社がA種種類株式を取得した場合は、当該配当基準日を基準日として行うA種優先配当金の額は、本項(a)に従って計算される額に、当該剰余金の配当が行われる時点の直前において発行済みのA種種類株式(当会社が有するものを除く。以下本(b)において同じ。)の数を当該配当基準日の終了時点において発行済みのA種種類株式の数で除して得られる比率を乗じて得られる金額とする。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当が行われるA種累積未払配当金相当額に、各A種種種類株主等が権利を有するA種種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>第11条の3 (残余財産の分配) 当社は、残余財産を分配するときは、A種種種類株主等に対し、第11条の10第2項に定める支払順位に従い、A種種種類株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額及び第3項に定めるA種日割未払優先配当金額を加えた額（以下「A種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。但し、本項においては、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われなものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種種種類株主等が権利を有するA種種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>2 (非参加条項)</p> <p>A種種種類株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p>3 (日割未払優先配当金額)</p> <p>A種種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、前条第2項(a)に従い計算されるA種優先配当金相当額とする（以下、A種種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「A種日割未払優先配当金額」という。）。</p>
(新設)	
(新設)	

現行定款	変更案
(新設)	<p>(議決権)</p> <p>第11条の4 A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p>
(新設)	<p>2 当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</p>
(新設)	<p>(金銭を対価とする取得請求権)</p> <p>第11条の5 (金銭対価取得請求権)</p> <p>A種種類株主は、以下に掲げる事由が発生した場合、当該各事由に定める日(当該日が営業日でない場合には、その直前の営業日)を取得請求日(括弧内は必要な事前通知の日数とする。)として、当社に対して、金銭を対価としてその有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「金銭対価取得請求」といい、取得請求日を、以下「金銭対価取得請求日」という。)ができるものとし、当社は、当該金銭対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、金銭対価取得請求日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、金銭対価取得請求日に、A種種類株主に対して、次に定める取得価額の金銭を交付するものとする。但し、複数のA種種類株主から分配可能額を超えて取得請求があった場合、取得すべきA種種類株式は各A種種類株主から取得請求された株式数に応じた按分比例の方法により決定する。</p> <p>(a) 2027年8月1日が到来した場合A種種類株主が金銭対価取得請求日として定める日(2週間)</p> <p>(b) 当社が消滅会社となる合併、完全子会社となる株式交換又は株式移転(当社の単独による株式移転を除く。)(以下「組織再編行為」という。)に係る議案が全ての当事会社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は取締役会)で承認された場合 当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日の前日(2週間)</p>

現行定款	変更案
	<p>(c) 当会社の普通株式について、上場廃止事由等（以下に定義する。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、又は東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合A種種類株主が金銭対価取得請求日として定める日（10営業日）</p> <p>なお、「上場廃止事由等」とは、以下の事由をいう。</p> <p>当会社又はその企業集団に、東京証券取引所有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当会社がA種種類株式の払込期日以降その事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6か月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合</p> <p>(d) 特定株主グループ（当会社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）の所有者（同法第27条の23第3項に基づき所有者に含まれる者を含む。）及びその共同所有者（同法第27条の23第5項に規定する共同所有者をいい、同条第6項に基づき共同所有者とみなされる者を含む。）の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。）が50%超となった場合（以下「支配権変動事由」という。）A種種類株主が金銭対価取得請求日として定める日（30日以上60日以内）</p> <p>(e) 当会社が事業の全部又は重要な一部を休止若しくは廃止し又は譲渡若しくは会社分割することを決定した場合A種種類株主が金銭対価取得請求日として定める日（0日）</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>2 (A種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額)</p> <p>前項(a)、(c)又は(e)の場合、A種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額は、金銭対価取得請求日における(i)A種種類株式1株当たりの払込金額相当額、(ii)A種累積未払配当金相当額及び(iii)A種日割未払優先配当金額の合計額に、金銭対価取得請求に係るA種種類株式の数を乗じて得られる額(以下本項において「原則取得価額」という。)をいう。前項(b)又は(d)の場合、A種種類株式の取得価額は、参照パリティ(以下に定義する。)が100%を超えるときは、原則取得価額に参照パリティを乗じた額とし、参照パリティが100%以下となるときは、原則取得価額とする。なお、本条の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は第11条の3第1項及び同条第3項に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「金銭対価取得請求日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>「参照パリティ」とは、前項(b)の組織再編行為の場合は以下に定めるところにより決定された値とし、前項(d)の支配権変動事由の場合はこれに準じて算定するものとする。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(i) 当該組織再編行為に関して当会社の普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合当該普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時時点で有効な第11条の6第3項及び同条第4項で定める取得価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）</p> <p>(ii) (i) 以外の場合 会社法に基づき当会社の取締役会その他の機関において当該組織再編行為に関して支払われ若しくは交付される対価を含む条件が決議又は決定された日（決議又は決定された日よりも後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日）の直後の取引日（東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当会社の普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。以下同じ。）に始まる5連続取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の終値の平均値を、当該5連続取引日の最終日時時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該5連続取引日において第11条の6第4項に記載の取得価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当会社の普通株式の普通取引の終値の平均値は、第11条の6第4項に記載の取得価額の調整条項に準じて合理的に調整されるものとする。</p> <p>3 （金銭対価取得請求の効力発生） 金銭対価取得請求の効力は、金銭対価取得請求に要する書類が当会社の定める金銭対価取得請求受付場所に到達した時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>3 (当初取得価額) 取得価額は、当初1,200円とする。</p> <p>4 (取得価額の調整)</p> <p>(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。</p> <p>① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。</p> $\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$ <p>調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。</p> <p>② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。</p> $\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$ <p>調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。</p>

現行定款	変更案
	<p>③ 本項(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本項において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、又は合併、株式交換、株式交付若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式数」は「処分する当社が保有する普通株式数」、「当社が保有する普通株式数」は「処分前において当社が保有する普通株式数」とそれぞれ読み替える。</p> $\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額} \times \left(\frac{\text{（発行済普通株式数）} + \text{（新たに発行する普通株式数）}}{\text{（発行済普通株式数）} + \text{（当社が保有する普通株式数）}} \right) \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{（発行済普通株式数）} + \text{（当社が保有する普通株式数）} + \text{（新たに発行する普通株式数）}}$

現行定款	変更案
	<p>なお、取得価額調整式における「発行済普通株式数」とは、発行済みの取得請求権付株式、取得条項付株式及び新株予約権（当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してインセンティブ目的で発行された普通株式を目的とする新株予約権を除く。）の全てについて、当該時点において、当会社の普通株式に転換されたものと仮定した場合の当会社の普通株式の総数をいう。</p> <p>④ 当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、本項(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価</p>

現行定款	変更案
	<p><u>の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。また、本④に基づく調整の効力発生時点において、同一の証券に関して取得に際して交付される普通株式の対価が複数存在する場合には、最も低い対価を基準として調整を行うものとする。</u></p> <p><u>⑤ 行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。）の合計額が本項(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、</u></p>

現行定款	変更案
	<p>また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。また、本⑤に基づく調整の効力発生時点において、同一の証券に関して取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が複数存在する場合には、最も低い対価を基準として調整を行うものとする。</p> <p>(b) 本項(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当会社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。</p> <p>① 合併、株式交換、株式交換若しくは株式交付による他の株式会社の発行済株式の取得、株式移転、吸収分割若しくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。</p> <p>② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>③ その他、発行済普通株式数（但し、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p>(d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日（但し、取得価額を調整すべき事由について東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。）とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいう。</p> <p>(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</p> <p>(f) 本条に定める取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してインセンティブ目的で発行される普通株式及び普通株式を目的とする新株予約権の発行については適用されないものとする。</p> <p>5（普通株式対価取得請求の効力発生） 普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が当社の定める普通株式対価取得請求受付場所に到達した時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(b) 当会社の普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当会社の普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当会社の株主総会の決議がなされた場合、当会社の特別支配株主（会社法第179条第1項に定義される。）による当会社の他の株主に対する株式売渡請求を承認する旨の当会社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当会社の普通株式の併合を承認する旨の当会社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」という。）当該スクイーズアウト事由の効力発生日の前日（当該スクイーズアウト事由発生日から14日以内）</p> <p>2（A種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額）</p> <p>前項(a)の場合、当会社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、(i)当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(ii)①A種種類株式1株当たりの払込金額相当額、②A種累積未払配当金相当額及び③A種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。前項(b)の場合、当会社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、第11条の5第2項第二文に記載の場合に準ずる方式によって算出される金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本条の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は第11条の3第1項及び同条第3項に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(譲渡制限)</p> <p>第11条の8 A種種類株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。</p>
(新設)	<p>(株式の併合又は分割、募集株式の割当て等)</p> <p>第11条の9 当会社は、A種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。</p>
(新設)	<p>2 当会社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</p>
(新設)	<p>3 当会社は、A種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。</p>
(新設)	<p>(優先順位)</p> <p>第11条の10 A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額、及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。</p>
(新設)	<p>2 A種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。</p>
(新設)	<p>3 当会社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。</p>

<p>現行定款</p> <p>第3章 株主総会 (株主総会の招集) 第12条 (条文省略) (新設)</p> <p>第13条～第17条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第19条～第21条 (条文省略)</p>	<p>変更案</p> <p>第3章 株主総会 (株主総会の招集) 第12条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、感染症拡大又は天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときには、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</p> <p>第13条～第17条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないこととすることができる。</p> <p>(種類株主総会)</p> <p>第18条の2 第13条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>2 第12条及び第14条から第18条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p> <p>3 第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>第19条～第21条 (現行どおり)</p>
---	--

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役及び取締役会 (代表取締役及び役付取締役) 第22条 (条文省略) 2 取締役会は、その決議によって、取締役CEO、取締役CCO、取締役COO及び取締役CFO各1名を定め、必要に応じ他の役付取締役を定めることができる。 (取締役会の招集権者及び議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役CEOがこれを招集し、議長となる。 2 代表取締役CEOに事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 第24条～第30条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の選任方法) 第31条 (条文省略) 2 (条文省略) (新設)</p> <p>(監査役の任期) 第32条 (条文省略) 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (代表取締役) 第22条 (現行どおり) (削除)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。 2 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 第24条～第30条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の選任方法) 第31条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 <u>当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> 4 <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(監査役の任期) 第32条 (現行どおり) 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</p>

<p>現行定款</p>	<p>変更案</p>
<p>第33条～第46条（条文省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>第33条～第46条（現行どおり）</p> <p>附則</p> <p>（株主総会の招集に関する経過措置）</p> <p><u>第1条 定款第12条第2項の新設は、当会社が実施する場所の定めのない株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日をもってその効力を生ずるものとし、本条は、効力発生日経過後にこれを削除する。</u></p> <p>（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）</p> <p><u>第2条 変更後定款第18条の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>2 本条は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 第三者割当によるA種種類株式の発行の件

会社法第199条の規定に基づき、下記「Ⅰ 本第三者割当を提案する理由」に記載の理由により、下記「Ⅱ 募集事項の内容」に記載の要領にて、第三者割当によるA種種類株式の発行（以下「本第三者割当」といいます。）を実施することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、A種種類株式が普通株式に転換された場合の希薄化率は、同種類株式発行後に買入消却を行う新株予約権付社債が転換された場合の希薄化率と同じであり、A種種類株式の発行及び同買入消却により、潜在的な希薄化率が上昇するものではありません。

また、本第三者割当は、第1号議案が原案どおり承認可決され、定款一部変更の効力が発生することを条件とします。

Ⅰ 本第三者割当を提案する理由

1. 本第三者割当の目的及び理由

当社は、2020年7月30日に株式会社丸井グループ（以下「丸井グループ」又は「割当先」といいます。）と資本業務提携基本契約（以下、当該契約に基づく資本業務提携を「本資本業務提携」といいます。）を締結し、同社に対して、2020年8月に第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といいます。）を発行いたしました。その後の本資本業務提携に基づく“共創”の取り組みの進展に伴い、社債権者・社債務者という関係からさらに歩を進め、株式会社ツクルバ第1回A種種類株式（以下「A種種類株式」といいます。）の発行及び本新株予約権付社債の買入消却（以下「本買入消却」といいます。）により丸井グループとの資本関係を構築することにより、丸井グループとのパートナー関係強化を図ることが、当社の事業の売上及び利益の拡大につながるものと判断し、丸井グループを割当先としてA種種類株式を発行することにいたしました。

なお、本第三者割当及び本買入消却によって、当社の自己資本比率は、31.1%（2022年4月末日時点）から54.5%（2022年4月末日時点の貸借対照表にA種種類株式発行及び本買入消却を加味）まで向上する予定であり、当社としても、さらなる財務基盤の強化につながります。

2. 発行条件等の合理性

（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、A種種類株式の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため独立した第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表取締役社長 野口真人、以下「プルータス・コンサルティング」といいます。）にA種種類株式の価値算定を依頼した上で、A種種類株式の評価報告書（以下「評価報告書」といいます。）を受領いたしました。プルータス・コンサルティングは、A種種類株式の発行要項及び本投資契約に定められた諸条件を相対的かつ適切

に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いてA種種類株式の評価を実施しております。また、プルータス・コンサルティングは、A種種類株式の発行要項及び本投資契約に定められた諸条件並びに評価基準日の市場環境を考慮のうえ、一定の前提（A種種類株式の転換価額1,200円、想定する満期までの期間4.7年、当社普通株式の株価627円（2022年6月10日現在）、株価変動性（ボラティリティ）72.8%（評価基準日から上場日まで遡って観察）、優先株式配当率1%、無リスク利子率-0.009%等）の下、A種種類株式の公正価値を算定しております。評価報告書において2022年6月10日の東証終値を基準として算定されたA種種類株式の価値は、1株あたり985,000円とされております。

当社は、当社及び丸井グループから独立した第三者算定機関であるプルータス・コンサルティングによる評価報告書における上記算定結果やA種種類株式の発行条件、当社の置かれた事業環境及び財務状況を考慮した上で、割当予定先である丸井グループとの間で慎重に交渉・協議を重ねて決定したものです。当社としては、A種種類株式の払込金額には合理性が認められると考えており、また、プルータス・コンサルティングによる評価報告書における上記評価結果を踏まえれば、会社法上、A種種類株式の払込金額（1株当たり1百万円）は割当予定先に特に有利な金額に該当しないと判断しています。

しかしながら、A種種類株式には客観的な市場価格がなく、また種類株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な考え方があり得ることから、会社法上、A種種類株式の払込金額が割当予定先に特に有利な金額であるとされる可能性も完全には否定できないため、念のため、本定時株主総会での会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件としてA種種類株式を発行することといたしました。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

A種種類株式については、発行日以降に行使可能な当社普通株式を対価とする取得請求権が付されておりますが、A種種類株式の全部について当初取得価額（1,200円）にてこの取得請求権が行使された場合、普通株式583,333株が交付され、その議決権数は5,833個となります（2022年1月31日現在の当社の発行済株式総数11,390,600株に対する比率は5.12%、議決権総数110,534個に対する比率は、5.28%）。

しかし、A種種類株式の発行による資金調達には、既に丸井グループに対して発行されている本新株予約権付社債700百万円分（転換価額1,200円）を買い入れて消却することにより、丸井グループとの資本関係をより強固にするために発行するものです。A種種類株式が普通株式に転換された場合の希薄化は、本新株予約権付社債が転換された場合の希薄化率と同じであり、A種種類株式の発行により、潜在的な希薄化率が上昇するものではありません。さらに、A種種類株式の発行によって調達した資金により本新株予約権付社債を買入消却することは、当社の自己資本比率を31.1%（2022年4月末

日時点) から54.5% (2022年4月末日時点の貸借対照表にA種種類株式発行及び本買入消却を加味) まで向上させ、財務基盤の安定性向上により当社の今後の安定的な成長に資すると考えられます。

以上より、当社は、本第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

なお、当社としては、丸井グループはA種種類株式を中期的に保有する方針と捉えていることから、本第三者割当による株式(転換後の普通株式を含みます。)は短期的には株式市場へ流出しないと考えられるため、流通市場への影響は軽微であると考えております。

II 募集事項の内容

A種種類株式の内容は以下の通りです。

1. 株式の名称
株式会社ツクルバ第1回A種種類株式
2. 募集株式の数A種種類株式
700株
3. 募集株式の払込金額
1株につき金1,000,000円
4. 増加する資本金及び資本準備金
資本金 350,000,000円
資本準備金 350,000,000円
5. 払込金額の総額
700,000,000円
6. 払込期日
2022年11月15日
7. 発行方法
第三者割当の方法により、全てのA種種類株式を株式会社丸井グループに割り当てる
8. 剰余金の配当

(1) A種優先配当金

当会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日(以下「配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主(以下「A種種類株主」という。)又はA種種類株式の登録株式質権者(A種種類株主と併せて、以下「A種種類株主等」という。)に対し、下記16.(1)に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当によりA種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。)を行う。なお、A種優先配当

金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) A種優先配当金の金額

(a) A種優先配当金の額は、1,000,000円（以下「払込金額相当額」という。）に、年率1.0%を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日（但し、当該配当基準日が2023年7月末日に終了する事業年度に属する場合は、A種種類株式について最初の払込みがなされた日）（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対して剰余金の配当（下記(4)に定めるA種累積未払配当金相当額の配当を除く。また、下記(b)に従ってA種優先配当金の額を計算した場合においても、本(a)に従い計算されるA種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。）が行われたときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

(b) 上記(a)にかかわらず、当該配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該剰余金の配当が行われる時点までの間に当社がA種種類株式を取得した場合は、当該配当基準日を基準日として行うA種優先配当金の額は、上記(a)に従って計算される額に、当該剰余金の配当が行われる時点の直前において発行済みのA種種類株式（当社が有するものを除く。以下本(b)において同じ。）の数を当該配当基準日の終了時点において発行済みのA種種類株式の数で除して得られる比率を乗じて得られる金額とする。

(3) 非参加条項

当社は、A種種類株主等に対しては、A種優先配当金及びA種累積未払配当金相当額（下記(4)に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本(4)に従い累積したA種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。また、上記(2)(b)に従ってA種優先配当金の額を計算した場合においても、上記(2)(a)に従い計算されるA種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。）の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基

準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(2)(a)に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記(2)(a)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日(同日を含む。)以降、実際に支払われる日(同日を含む。)までの期間、年利1.0%で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。A種種類株式1株当たりにつき本(4)に従い累積した金額(以下「A種累積未払配当金相当額」という。)については、下記16.(1)に定める支払順位に従い、A種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当が行われるA種累積未払配当金相当額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

9. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、下記16.(2)に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定めるA種日割未払優先配当金額を加えた額(以下「A種残余財産分配額」という。)の金銭を支払う。但し、本(1)においては、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

A種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 日割未払優先配当金額

A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記8.(2)(a)に従い計算されるA種優先配当金相当額とする(以下、A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「A種日割未払優先配当金額」という。)

10. 議決権

(1) A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(2) 当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

11. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 金銭対価取得請求権

A種種類株主は、以下に掲げる事由が発生した場合、当該各事由に定める日（当該日が営業日でない場合には、その直前の営業日）を取得請求日（括弧内は必要な事前通知の日数とする。）として、当会社に対して、金銭を対価としてその有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「金銭対価取得請求」といい、取得請求日を、以下「金銭対価取得請求日」という。）ができるものとし、当会社は、当該金銭対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、金銭対価取得請求日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、金銭対価取得請求日に、A種種類株主に対して、次に定める取得価額の金銭を交付するものとする。但し、複数のA種種類株主から分配可能額を超えて取得請求があった場合、取得すべきA種種類株式は各A種種類株主から取得請求された株式数に応じた按分比例の方法により決定する。

(a) 2027年8月1日が到来した場合

A種種類株主が金銭対価取得請求日として定める日（2週間）

(b) 当会社が消滅会社となる合併、完全子会社となる株式交換又は株式移転（当会社の単独による株式移転を除く。）（以下「組織再編行為」という。）に係る議案が全ての当事会社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は取締役会）で承認された場合

当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日の前日（2週間）

(c) 当会社の普通株式について、上場廃止事由等（以下に定義する。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、又は東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合

A種種類株主が金銭対価取得請求日として定める日（10営業日）

「上場廃止事由等」とは、以下の事由をいう。

当会社又はその企業集団に、東京証券取引所所有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当会社がA種種類株式の払込期日以降その事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6か月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合

(d) 特定株主グループ（当会社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。）が50%超となった場合（以下「支配権変動事由」という。）

A種種類株主が金銭対価取得請求日として定める日（30日以上60日以内）

(e) 当会社が事業の全部又は重要な一部を休止若しくは廃止し又は譲渡若しくは

会社分割することを決定した場合

A種種類株主が金銭対価取得請求日として定める日（0日）

(2) A種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額

上記(1)(a)、(c)又は(e)の場合、A種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額は、金銭対価取得請求日における(i)A種種類株式1株当たりの払込金額相当額、(ii)A種累積未払配当金相当額及び(iii)A種日割未払優先配当金額の合計額に、金銭対価取得請求に係るA種種類株式の数を乗じて得られる額（以下本項において「原則取得価額」という。）をいう。上記(1)(b)又は(d)の場合、A種種類株式の取得価額は、参照パリティ（以下に定義する。）が100%を超えるときは、原則取得価額に参照パリティを乗じた額とし、参照パリティが100%以下となるときは、原則取得価額とする。なお、本11.の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は上記9.(1)及び9.(3)に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「金銭対価取得請求日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

「参照パリティ」とは、上記(1)(b)の組織再編行為の場合は以下に定めるところにより決定された値とし、上記(1)(d)の支配権変動事由の場合はこれに準じて算定するものとする。

(i) 当該組織再編行為に関して当会社の普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合

当該普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時点で有効な下記12.(3)及び(4)で定める取得価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）

(ii) (i)以外の場合

会社法に基づき当会社の取締役会その他の機関において当該組織再編行為に関して支払われ若しくは交付される対価を含む条件が決議又は決定された日（決議又は決定された日より後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日）の直後の取引日（東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当会社の普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。以下同じ。）に始まる5連続取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の終値の平均値を、当該5連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該5連続取引日において下記12.(4)に記載の取得価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当会社の普通株式の普通

取引の終値の平均値は、下記12. (4)に記載の取得価額の調整条項に準じて合理的に調整されるものとする。

(3) 金銭対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4 番1号
三井住友信託銀行株式会社
証券代行部

(4) 金銭対価取得請求の効力発生

金銭対価取得請求の効力は、金銭対価取得請求に要する書類が上記(3)に記載する金銭対価取得請求受付場所に到達した時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

12. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

A種種類株主は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、下記(2)に定める数の普通株式（以下「請求対象普通株式（普通株式対価）」という。）の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「普通株式対価取得請求」といい、普通株式対価取得請求をした日を、以下「普通株式対価取得請求日」という。）ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式（普通株式対価）を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。

(2) A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、(i)A種種類株式1株当たりの払込金額相当額、(ii)A種累積未払配当金相当額及び(iii)A種日割未払優先配当金額の合計額に普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の数を乗じて得られる額を、下記(3)及び(4)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本(2)の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は上記9. (1)及び9. (3)に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する。普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(3) 当初取得価額

取得価額は、当初1,200円とする。

(4) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調

整する。

① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

③ 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(4)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、又は合併、株式交換、株式交付若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式数」は「処分する当社が保有する普通株式数」、「当社が保有する普通株式数」は「処分前において当

社が保有する普通株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{(\text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式数}) + \frac{\text{新たに発行する普通株式数}}{\text{普通株式1株当たりの時価}} \times \text{1株当たり払込金額}}{(\text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式数}) + \text{新たに発行する普通株式数}}$$

なお、取得価額調整式における「発行済普通株式数」とは、発行済みの取得請求権付株式、取得条項付株式及び新株予約権（当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してインセンティブ目的で発行された普通株式を目的とする新株予約権を除く。）の全てについて、当該時点において、当社の普通株式に転換されたものと仮定した場合の当社の普通株式の総数をいう。

④ 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。また、本④に基づく調整の効力発生時点において、同一の証券に関して取得に際して交付される普通株式の対価が複数存在する場合には、最も低い対価を基準として調整を行うものとする。

⑤ 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価

を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。また、本⑤に基づく調整の効力発生時点において、同一の証券に関して取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が複数存在する場合には、最も低い対価を基準として調整を行うものとする。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当社はA種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。

① 合併、株式交換、株式交換若しくは株式交付による他の株式会社の発行済株式の取得、株式移転、吸収分割若しくは吸収分割による他の会社がある事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

③ その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日（但し、取得価額を調整すべき事由について東京証券取引所が提供する

適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。）とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいう。

(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(f) 本12.に定める取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してインセンティブ目的で発行される普通株式及び普通株式を目的とする新株予約権の発行については適用されないものとする。

(5) 普通株式対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社
証券代行部

(6) 普通株式対価取得請求の効力発生

普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が上記(5)に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達した時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

(7) 普通株式の交付方法

当会社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたA種種類株主に対して、当該A種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

13. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭対価取得条項

当会社は、以下に掲げる事由が発生した場合、当該各事由に定める日（当該日が営業日でない場合には、その直前の営業日）を取得日（括弧内は必要な事前通知の日数とする。）として、金銭を対価としてA種種類株式の全部（一部は不可）を取得することができる（但し、下記（b）の場合には取得するものとする。以下「金銭対価償還」という。）ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、金銭対価償還の効力発生日に、A種種類株主に対して、次に定める取得価額の金銭を交付するものとする。但し、A種種類株式の一部を取得する場合において、A種種類株主が複数存在するときは、按分比例の方法によって、A種種類株主から取得すべきA種種類株式を決定する。

(a) 東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の終値が、30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当該各取引日に適用のある上記12. (3) 及び(4)に定める取得価額の130%以上であった場合当会社が定める行使日（当該行使日から60日前以降30日以上前。但し、当該事前通知は当該30連続取引日の末日から30日以内に行わなければならない。）

(b) 当会社の普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当会社の普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当会社の株主総会の決議がなされた場合、当会社の特別支配株主（会社法第179条第1項に定義される。）による当会社の他の株主に対する株式売渡請求を承認する旨の当会社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当会社の普通株式の併合を承認する旨の当会社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」という。）当該スクイーズアウト事由の効力発生日の前日（当該スクイーズアウト事由発生日から14日以内）

(2) A種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額

上記(1)(a)の場合、当会社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得すると引換えに、(i)当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(ii)①A種種類株式1株当たりの払込金額相当額、②A種累積未払配当金相当額及び③A種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。上記(1)(b)の場合、当会社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得すると引換えに、上記11. (2)第二文に記載の場合に準ずる方式によって算出される金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本13. の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は上記9. (1)及び9. (3)に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

14. 譲渡制限

A種種類株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。

15. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

(1) 当会社は、A種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。

(2) 当会社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(3) 当会社は、A種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

16. 優先順位

(1) A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額、及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。

(2) A種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。

(3) 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役6名全員が本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名（うち社外取締役3名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	むら かみ ひろ き 村上 浩 輝 (1985年9月11日)	2009年4月 株式会社コスモスイニシア入社 2009年12月 株式会社ネクスト（現：株式会社LIFULL）入社 2011年8月 当社創業 2012年7月 当社代表取締役CEO就任（現任） 2012年10月 株式会社マチニワ代表取締役就任（現任）	3,173,300株
2	きた はら ひろ し 北 原 寛 司 (1983年12月19日)	2011年12月 株式会社コーポレイトディレクション入社 2012年9月 デロイトトーマツコンサルティング合同会社入社 2016年11月 当社入社 2018年5月 当社取締役COO兼経営企画室長就任 2020年2月 当社取締役COO就任（現任）	169,400株
3	なか むら まき ひろ 中 村 真 広 (1984年11月10日)	2009年4月 株式会社コスモスイニシア入社 2009年11月 株式会社ア・プリアリ入社 2011年8月 当社創業、代表取締役CCO就任 2018年2月 株式会社KOU取締役就任 2019年12月 株式会社KOU代表取締役就任（現任） 2020年8月 当社代表取締役フアウンダー就任 2021年8月 当社取締役就任（現任） 2021年8月 一般社団法人Whole Earth Life代表理事就任（現任）	2,143,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式の数
4	たけうち しん 竹内 真 (1978年7月5日)	2001年4月 富士ソフトABC株式会社（現：富士ソフト株式会社）入社 2007年3月 フリーランスとして独立 2008年12月 株式会社ビズリーチ参画 2013年1月 株式会社ビズリーチ取締役就任 2020年2月 ビジヨナル株式会社取締役CTO就任（現任） 2021年10月 当社社外取締役就任（現任）	185,900株
5	すず き ひでかず 鈴木 秀和 (1982年7月18日)	2005年4月 大和証券SMBC株式会社 （現：大和証券株式会社）入社 2018年9月 株式会社アトラエ入社 2018年12月 株式会社アトラエ取締役CFO就任（現任） 2019年10月 当社社外取締役就任（現任） 2020年7月 株式会社アルティリー取締役CFO就任（現任）	1,300株
6	ふくしま よしのり 福島 良典 (1988年2月15日)	2012年11月 株式会社Gunosy創業、同社代表取締役就任 2013年11月 株式会社Gunosy代表取締役最高責任者就任 2018年8月 株式会社LayerX代表取締役CEO就任（現任） 2019年10月 当社社外取締役就任（現任）	70,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 村上浩輝氏及び中村真広氏を取締役候補者とした理由は、当社創業者として強いリーダーシップを発揮し、長年にわたり当社のビジネス及び組織文化の発展に尽力してまいり、両氏はさらなる成長と企業価値向上を実現するために重要な存在であると判断したためであります。
3. 北原寛司氏を取締役候補者とした理由は、大手コンサルティング会社を経て、現在は当社取締役COOを務め、当社の事業及び経営における豊富な知識と経験を有しており、当社のさらなる企業価値向上に資するものと判断したためであります。
4. 竹内真氏、鈴木秀和氏及び福島良典氏は社外取締役候補者であります。
5. 当社は、竹内真氏、鈴木秀和氏、福島良典氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員として指定する予定です。
6. 竹内真氏を社外取締役候補者とした理由は、テクノロジーに深い見識を持ち、かつ、成長著しいテクノロジー企業においてテクノロジー組織の立ち上げやテクノロジー企業経験者としての経験に基づくテクノロジー組織について深く幅広い見識を有していることから、今後の当社の経営に関して的確な助言及び業務執行の監督を期待して社外取締役としての選任をお願いするものであります。
7. 鈴木秀和氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり大手金融機関において業務に従事し、金融、投資、財務戦略全般について豊富な知見と経験を有しており、また、上場企業経営者としての経験に基づくコーポレートファイナンス及びIRの高い見識を有していることから、今後の当社の経営に関する的確な助言及び業務執行の監督を期待して社外取締役としての選任をお願いするものであります。
8. 福島良典氏を社外取締役候補者とした理由は、エンジニアとしてコンピュータサイエンスや機械学習への深い見識を持ち、かつ、上場企業経営者として豊富な経験と幅広い見識を有していることから、今後の当社の経営に関して的確な助言及び業務執行の監督を期待して社外取締役としての選任をお願いするものであります。
9. 竹内真氏、鈴木秀和氏及び福島良典氏は、現在、当社の社外取締役であります。竹内真氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年、鈴木秀和氏及び福島良典氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
10. 当社は、現在竹内真氏、鈴木秀和氏及び福島良典氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
11. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
12. 村上浩輝氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社エイチが所有する株式数も含んでおります。
13. 中村真広氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である合同会社エムが所有する株式数も含んでおります。
14. 各候補者の所有する当社株式は、当期末（2022年7月31日）現在の株式数を記載しております。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役3名全員が本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名（うち社外監査役2名）の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	はっとり けいこ 服部 景子 (1976年1月29日)	1998年4月 株式会社富士銀行（現：株式会社みずほ銀行）入行 2000年4月 ジャーディンフレミング証券（現：JPモルガン証券株式会社）東京支店入社 2001年6月 BNPパリバ証券株式会社東京支店入社 2006年12月 新日本監査法人（現：EY新日本有限責任監査法人）入所 2010年9月 公認会計士登録 2016年1月 当社常勤監査役（社外監査役）就任（現任） 2020年12月 株式会社サンワカンパニー監査役就任（現任）	4,000株
2	たかの しんいち 高野 慎一 (1958年3月22日)	2006年7月 株式会社リクルートコスモス（現：株式会社コスモスイニシア）執行役員グループ戦略室長兼総務人事グループ長就任 2011年11月 株式会社ぎょうせい執行役員経営企画室長兼管理本部長就任 2015年10月 当社社外取締役就任 日本交通株式会社取締役管理部長就任 2017年6月 Japan Taxi株式会社コーポレート部長就任 2017年8月 日本交通株式会社常務取締役就任 2019年8月 株式会社aima取締役就任 2020年10月 株式会社aima代表取締役就任 2021年3月 株式会社aima取締役就任（現任） 2021年6月 株式会社アサンテ監査役就任（現任） 2021年10月 当社監査役就任（現任）	47,800株
3	はたの けいこ 波田野 馨子 (1975年4月21日)	2008年12月 司法修習修了 森法律事務所 入所 2016年11月 日本弁護士連合会嘱託弁護士就任（現任） 2017年9月 スターフェスティバル株式会社監査役就任 2018年11月 当社社外監査役就任（現任） 2021年10月 株式会社トラストリッジ監査役就任（現任） 2022年2月 波田野綜合法律事務所所長就任（現任） 2022年4月 神奈川県弁護士会副会長就任（現任）	200株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 服部景子氏と波田野馨子氏は、社外監査役候補者であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。本総会において両氏が選任された場合、引き続き独立役員として指定する予定です。
3. 服部景子氏は2016年1月から当社社外監査役に就任しており、その就任期間は本総会の終結の時をもって6年9か月であります。
4. 高野慎一氏は2021年10月から当社監査役に就任しており、その就任期間は本総会の終結の時をもって1年であります。
5. 波田野馨子氏は2018年11月から当社社外監査役に就任しており、その就任期間は本総会の終結の時をもって3年11か月であります。
6. 服部景子氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士として培われた豊富な経験と知識を有しており、経営管理に関する高い専門性と独立した立場からの適切な監査と助言を期待し、当社監査体制の一層の強化を図るため、監査役としての選任をお願いするものであります。
7. 高野慎一氏を監査役候補者とした理由は、不動産業界における企業経験者として豊富な経験を有することから不動産業界に精通しております。また、その他の業界においても取締役や管理本部長を務める等、企業経営者として豊富な経験と幅広い見識を有していることから、その経験と見識を生かして、客観的中立的な立場で適正な監査を期待し、監査の実効性を確保するため監査役としての選任をお願いするものであります。
8. 波田野馨子氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての経験・識見が豊富であり、当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であります。そのことにより、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化につながるものと判断し、社外監査役候補者いたしました。
9. 当社は、現在服部景子氏、高野真一氏及び波田野馨子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
10. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
坂下尚弥 <small>さかした なお や</small> (1984年7月18日)	2008年4月 あずさ監査法人(現：有限責任 あずさ監査法人)入所	-
	2013年6月 小谷野公認会計士事務所入所	
	2016年10月 株式会社ファーストロジック補欠監査役就任	
	2017年8月 株式会社ファーストロジック監査役就任	
	2017年10月 株式会社ファーストロジック補欠監査役就任(現任)	
	2017年11月 ユナイテッド・アセット・アドバイザーズ株式会社代表取締役 就任(現任)	
	2018年8月 株式会社サ行代表取締役就任(現任)	
	2018年11月 当社補欠監査役就任(現任)	
	2022年2月 株式会社RECEPTIONIST社外監査役就任(現任)	
	2022年7月 株式会社HAPPY PRICE社外監査役就任(現任)	

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 坂下尚弥氏は社外監査役の補欠として選任するものであります。
3. 坂下尚弥氏は社外監査役の補欠として選任する理由は、公認会計士の資格を保有しており、監査法人や監査役としての実務経験を有しております。その専門知識と経験を生かした適正な監査を期待するとともに、より独立した立場から監査の実効性を確保するため社外監査役の補欠監査役として選任するものであります。
4. 当社は、坂下尚弥氏が社外監査役に就任した場合、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。
5. 坂下尚弥氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約の締結を予定しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、社外監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

【株主のみなさまへのお知らせ】

当社では、株主・投資家のみなさまとの対話を重視し、以下の取り組みを行っております。ぜひご利用くださいますと幸いです。

1. TSUKURUBA IR 通信

下記のnoteにて、IR通信としてIRのスケジュール、会社説明資料の解説、Monthly Reportなどを配信しておりますので、ぜひフォローいただけますと幸いです。
なお、本IR通信の取り組みは、2022年9月23日付け日本経済新聞朝刊でも取り上げられております。



TSUKURUBA IR 通信

URL:https://note.com/tsukuruba_ir

2. TSUKURUBA IR ニュースレター

IR通信の更新やその他の株主・投資家向けのニュースをメールにて配信しておりますので、下記ページからメールアドレスをご登録いただけますと幸いです。



IR ニュースレター登録ページ

URL:<https://tsukuruba.com/ir/newsletter>

以上